

ID: 120

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第8条第1項		
例規番号	昭和60年条例第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。  (一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第8条 町長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、当該廃棄物を生じる土地又は建物等の占有者、又は管理者若しくは所有者(以下「一般廃棄物排出者」という。)から次の一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>(1) 可燃ごみ処理手数料  (2) 粗大ごみ収集運搬手数料  (3) 生ごみ処理手数料  (4) せん定枝等破砕処理手数料</p> <p>2 前項に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 既納の一般廃棄物処理手数料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により第1項に規定する手数料の徴収を委託された私人は、第2項に規定する手数料の額に基づき、一般廃棄物排出者から手数料を適正に徴収し、かつ、町長が定める規則に基づき手数料を町へ納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日